

**介護予防・日常生活支援総合事業**  
**第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）（広域型訪問サービス）**  
**重要事項説明書**

当事業所がご契約者に対するサービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	東海交通株式会社
主たる事業所の所在地	〒440 - 0076 豊橋市大橋通二丁目101番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 青木 良浩
設立年月日	昭和14年9月1日
電話番号	0532-53-1181

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ふれあい東海訪問介護事業所
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）（広域型訪問サービス）
事業所の所在地	〒441 - 8019 豊橋市花田町字百北82, 84合併地1
電話番号	0532-34-1717
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定   2372001194
管理者の氏名	加納 真弓
通常の実施地域	豊橋市

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法その他関係法令等に従い、要支援状態にある高齢者又は事業対象者が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的として、第1号訪問事業 介護予防訪問サービス および広域型訪問サービスを提供します。
運営の方針	ふれあい東海訪問介護事業所は、福祉サービスを必要とするものが、心身とも穏かに育成され、社格、経済、文化、その他あらゆる文化の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、及び心身の状態において必要なサービスを総合的に提供されるようにします。 事業の実施に当たっては、関係する市町村や事業者、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者様の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います、 例) 調理、洗濯、掃除、買い物代行、薬の受け取り、衣服の簡単な整理など

第1号訪問介護（広域型訪問サービス）は訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の生活支援サービスを行うことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図るサービスです。

生活援助	一人で家事を行うことが困難な利用者様と共に家事を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物代行、薬の受け取り、衣類の簡単な整理など
------	--

#### 5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時45分（土、日、祝祭日を除く）
営業時間	午前8時00分から午後8時00分まで ただし、電話等により24時間連絡可能な体制とします。

※法人年間カレンダーに準ずる為変更の場合あり

#### 6 事業所の職員体制（2024年4月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数	
管理者	常勤	1人（介護福祉士）
サービス提供責任者	常勤	4人（内1名管理者と兼務）
	非常勤	0人 （介護福祉士 4名）
訪問介護員	非常勤	20人
		(1) 介護福祉士 9名
		(2) 訪問介護養成研修2級課程修了者 11名

#### 7 サービス提供の責任者

担当のサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

## 8 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額が、利用者負担額になります（負担割合証については毎年更新されるため、最新のものでご確認ください）。

利用者負担金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防ケアプランにおいて位置づけられた支給区分によって、次の通りになります。利用者の体調不良や状態の改善等により定められた期日より利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引きはしません。

### (1) 第1号訪問事業・介護予防訪問サービスの利用料

#### 【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
介護予防訪問サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	12,006円／月	1,201円	2,402円
介護予防訪問サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	23,983円／月	2,399円	4,797円
介護予防訪問サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （事業対象者・要支援2）	38,052円／月	3,806円	7,611円

### (2) 第1号訪問事業・広域型訪問サービスの利用料

#### 【基本部分】※生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
広域型訪問サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	9,607円／月	961円	1,922円
広域型訪問サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	19,184円／月	1,919円	3,837円

上記の基本利用料は、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業で定める基本報酬に地域区分額を乗じた金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス 提供した場合	(1)	2,042円	205円	409円
		(2)	1,633円	164円	327円
介護職員処 遇改善加算 (Ⅱ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一 定の改善基準を超えた場合		利用料金に22.4%を乗じた金額		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### (2) キャンセル料

介護予防訪問サービス・広域型訪問サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

### (3) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日前後に、ご利用者等が指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。振込口座については請求書別紙に記載しますので、ご確認をお願い致します。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、職員が伺いますので、現金でお支払いください。

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

## 10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、東三河広域連合等へ連絡など行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償保険への加入（契約書第15条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン  
保険名 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険  
補償の概要 利用者宅における対人・対物事故等

## 11 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者：管理者 加納 真弓
- ② 虐待防止委員会を設置して定期的に委員会を実施し、その結果の周知徹底を行います。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待防止のための指針を整備し従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 12 ハラスメントの防止

本事業所では、適切なサービスの提供を確保する観点から、サービス中における性的な言動、又は優越的な関係を基にした言動について、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので、従業者の就業関係が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

職場におけるハラスメントに関する責任者： 加納 真弓

・カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼の基ついた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際にはサービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- ① 大声や暴言、脅迫的な行動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- ② 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- ③ 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- ④ 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること。
- ⑤ 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどませること。
- ⑥ 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- ⑦ 謝罪や謝罪文を強要すること。
- ⑧ その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

### 1 3 業務継続計画の策定等

- (1) 本事業所では感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」と言います。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症等が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 5 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催し、その結果の周知徹底を図ります。

## 1.6 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0532-34-1717
	受付担当・解決担当	管理者 加納 真弓

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

東三河広域連合 介護保険課	所在地	豊橋市八町通二丁目16番地
	電話番号	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番地の5
	電話番号	052-971-4165

## 1.7 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題などについて、第三者の観点からの評価はおこなっていません。

## 1.8 ご利用にあたっての注意事項

(1) 訪問介護員は利用者様に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 日常の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除、家具等の移動、修繕、模様替え、床ワックスがけ、正月特別な手間をかけて行う調理など。
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う迷惑行為

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	豊橋市大橋通二丁目101番地		
	東海交通株式会社		
	代表者職・氏名	代表取締役	青木 良浩
	ふれあい東海訪問介護事業所	説明者職・氏名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名